

広島県告示第三百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 所在地               |         | 土砂災害警戒区域 |                     | 土砂災害特別警戒区域        |         |   |
|-------------------|---------|----------|---------------------|-------------------|---------|---|
| 五日市町石内神原(五三八一三)   | 急傾斜地の崩壊 | 区域の名称    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 五日市町石内神原(五三八一三)   | 急傾斜地の崩壊 | 区域の表示及び法第九条第二項における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項 |
| 石内五三三八(六三三二一八)    | 急傾斜地の崩壊 | 区域の名称    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 石内五三三八(六三三二一八)    | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり   |
| 五月が丘五丁目三二(四八三〇一一) | 急傾斜地の崩壊 | 区域の名称    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 五月が丘五丁目三二(四八三〇一一) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり   |
| 石内五一三八(六三三二一九)    | 急傾斜地の崩壊 | 区域の名称    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 石内五一三八(六三三二一九)    | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり   |
| 石内南四丁目二一(五二〇一六)   | 急傾斜地の崩壊 | 区域の名称    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 石内南四丁目二一(五二〇一六)   | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり   |
| 五日市町石内(五一八一四)     | 急傾斜地の崩壊 | 区域の名称    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 五日市町石内(五一八一四)     | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり   |

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。